

(別添1) 事務の内容

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

(備考)

1. 附票本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報をもとに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。

2. 秋田県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転

- 2-① 秋田県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-② 秋田県知事において、提示されたキーワードをもとに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。
その際、番号法で認められた場合に限り、秋田県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う。

※秋田県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、秋田県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。

(注1)秋田県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。

(注2)媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。

(注3)回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。

3. 附票本人確認情報の開示に関する事務

- 3-① 住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-② 開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

- 4-① 機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-② 機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。

5. 附票本人確認情報検索に関する事務

- 5-① 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記載された者 ※削除者を含む。
その必要性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記載された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))

	その妥当性	<p>・4情報、その他戸籍附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。) 法令に基づき戸籍の附票に記載された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。</p> <p>・個人番号 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、秋田県他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。</p>
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		令和6年5月
⑥事務担当部署		秋田県企画振興部市町村課

3. 特定個人情報の入手・使用					
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合があります))				
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()				
③入手の時期・頻度	<p>戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、秋田県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合があります。</p>				
④入手に係る妥当性	<p>法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。</p> <p>※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができる。</p> <p>※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。</p>				
⑤本人への明示	<p>知事が市町村から附票本人確認情報を入手することが住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。</p> <p>※都道府県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合がありますことについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。</p>				
⑥使用目的 ※	<p>本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸籍の附票に記録された全ての者の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。</p> <p>※番号法別表に掲げる事務につき、秋田県の他の執行機関等から国外転出者に係る者に関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について提供する場合がある。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—		
変更の妥当性	—				
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>秋田県企画振興部市町村課</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <input type="checkbox"/> 10人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	秋田県企画振興部市町村課	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
	使用部署 ※	秋田県企画振興部市町村課			
使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>				

⑤委託先名の確認方法		秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)の規定に基づく請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		地方公共団体情報システム機構
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div>
	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務の一部。なお、再委託する業務もまた、直接附票本人確認情報の内容に変動を及ぼさない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。
委託事項2～5		
委託事項2		代表端末の運用保守に関する業務
①委託内容		集約センターに設置された附票都道府県サーバから業務に係るアプリケーション等の配信を受け、これを業務端末に配布するためのサーバを設置しており(業務端末の代表的位置づけという意味で「代表端末」と呼んでいる)、この保守を委託している。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 </div>
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に行う必要がある。 委託する業務は、直接附票本人確認情報の内容に変動を及ぼさない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (保守作業に際し、附票本人確認情報に触れる場合は、必要に応じ、職員が立ち会う。) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤委託先名の確認方法		秋田県情報公開条例の規定に基づく請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		日本電気株式会社秋田支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない </div>
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託を行わないようにしているが、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、再委託を行う場合は、委託先と再委託先が守秘義務に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認した上で、承認
	⑨再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない。)業務を対象とする。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		

提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない
提供先1	秋田県の他の執行機関(教育委員会等)
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②提供先における用途	住基法別表第6に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる事務
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住基ネット)
⑦時期・頻度	秋田県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	秋田県の他の執行機関(教育委員会等)
①法令上の根拠	住基法第30条の44の6第2項(附票本人確認情報の利用)
②提供先における用途	住基法別表第6に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる事務
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (住基ネット)
⑦時期・頻度	他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。

提供先3	住民
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
②提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (住基ネット)
⑦時期・頻度	開示請求があった都度、随時。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	秋田県の他部署
①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用)
②移転先における用途	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。
③移転する情報	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県の他部署からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (住基ネット)
⑦時期・頻度	秋田県の他部署からの検索要求があった都度、随時。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバ集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスは、IDと生体認証(又はパスワード)が必要である。また、提供ログファイルを代表端末及び記録媒体に保存し、これらを施錠管理された電算室に保管する。 当県においては、代表端末を施錠、入退室管理している部屋に設置し、業務端末は盗難防止のためにワイヤーロックで所定の場所から移動できないようにしている。</p>	
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p>	<p>＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	<p>その妥当性</p>	<p>附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。</p>
<p>③消去方法</p>	<p>都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し、消去する。</p>	

7. 備考

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報入手できないことを、システムにより担保する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、秋田県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	住民の異動の届出等を受け付ける市町村の窓口において、身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。
個人番号の真正性確認の措置の内容	市町村長において付番され、市町村既存住基システムに記載された個人番号を、市町村CSを通して入手することとしている。また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目（フォーマット、コード）のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	アクセス制限により利用者を限定している。宛名システムとの物理的、論理的な関連づけはない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>アクセス制限により利用者を限定している。事務で使用するその他のシステムとの物理的、論理的な関連づけはない。附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。</p> <p>(1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐付けが行われないよう、個人番号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)</p> <p>(2) 都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、自都道府県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を連携する場合。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効管理及び退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を行う。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。 ・管理簿について、失効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・検索や一括提供に当たって申請書を提出させ、検索・提供後に検索回数等について確認する。 ・不正アクセスを分析するために、附票都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、申請文書等との整合性を確認する。 ・操作履歴と申請文書等との整合性については、定期的に監査を実施する。 ・バックアップされた操作履歴について、7年間、安全な場所に施錠保管する。 ・操作者は業務端末の使用に当たって、管理台帳に利用日時・操作者名・利用事務区分等を記録する。

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリング、定期的な監査により、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。さらに、システム利用者についてはハードコピーを実行できない設定とし、システム管理担当者は、業務上必要な場合に限りハードコピーを行うことができる。また、ハードコピーを行った場合は、管理台帳のプ	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・業務端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p>委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する従業員全員から、附票本人確認情報を適切に取り扱う旨の誓約書を提出させ、担当する従業員が変更となった場合は、新規担当者の誓約書を提出させる。</p> <p>附票都道府県サーバの運用監視の委託先は、地方公共団体情報システム機構法(平成25年5月31日法律第29号)に基づき平成26年4月1日に設立された法人で、住民基本台帳法に基づく指定情報処理機関であり、その前身は、平成14年8月5日から平成26年3月31日まで指定情報処理機関として安定して住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行った実績がある。</p> <p>また、代表端末の運用保守の委託先は、平成14年8月5日以降、安定して本県サーバの運用保守を行った実績がある。</p> <p>委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件(情報資産の管理方法、遵守すべき事項および判断基準等)を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務付け、契約後、秘密保持に関する誓約書とあわせて、委託先の管理体制図、連絡先一覧等を提出させる。</p>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない</p>	
具体的な制限方法	<p>・委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。</p> <p>・委託業務を担当する者について、名簿を提出させる。</p> <p>「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について、</p> <p>・附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務に関して、委託先である機構には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限を与えていない。</p> <p>・委託先(再委託先を含む。)には、附票本人確認情報の更新及び附票本人確認情報の整合性確認業務のため特定個人情報ファイルを提供する場合は想定されるが、その場合はシステムで自動的に暗号化を行った上で提供することとしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</p> <p>・委託先(再委託先を含む。)は、災害等におけるデータの損失等に対する対策のため、日次で特定個人情報ファイルをバックアップすることが想定されるが、バックアップのために特定個人情報ファイルを媒体に格納する場合は、システムで自動的に暗号化を行うこととしており、システム設計上、特定個人情報にアクセスできず閲覧／更新もできない。</p> <p>「代表端末の運用保守」について</p> <p>・委託先である日本電気株式会社秋田支店には、特定個人情報ファイルの閲覧／更新権限は与えていない。</p> <p>・附票本人確認情報の更新(上書き)、整合性確認、バックアップの業務は行わない。</p>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>	
具体的な方法	<p>・委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。</p> <p>・契約書等に基づき、委託業務の実施状況を確認するとともに、その記録を残す。</p>	

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		<p>秋田県による再委託の承認を得た場合を除き、委託先から他者への附票本人確認情報の提供は一切認めないことを契約書上明記する。また、委託契約の条項に基づき、定期的に附票本人確認情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち合うことを可能とする。なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。</p> <p>委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。都道府県サーバの運用監視の委託先からは、月次で、書面により、報告を受けている。</p>
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法		<p>委託契約書において、附票本人確認情報の管理方法等(漏えい防止、複写禁止等)を明記している。また、委託契約の条項に基づき、定期的に附票本人確認情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち合うことを可能とする。なお、委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務である。また、委託先に送付する特定個人ファイルは暗号化されているため、委託先(再委託先を含む)がファイル内の特定個人上にアクセスしないシステム設計としている。</p>
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		<p>委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し消去。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを溶解等の手段により廃棄。 ・データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存。 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し消去。 <p>また、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば職員が委託業務の状況を調査し、又は業務に立ち合うことを可能とする。機器の廃棄等によるデータの消去については、消去手順も含めた報告書の提出を求める。</p> <p>「附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、住基法第30条の6に規定された本人確認情報の保存期間(150年間)が過ぎた際に、システムにて自動判別し消去することを規定している。 ・バックアップ媒体については、「運用設計書」において、「媒体が破損や耐用年数、耐用回数を超過したとき、管理簿に理由を明記し、媒体は引き続きデータ保管庫に格納」することになっているが、委託契約上、委託先である機構に提供された特定個人情報ファイルについては、契約完了時に返還又は廃棄することを規定する。 ・委託契約の報告条項に基づき、月次の完了届において、特定個人情報の取扱いについて書面にて報告を受ける。また、必要があれば、職員又は監査法人等の第三者が現地調査し、適正に運用されているか確認する。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。</p> <p>なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。</p> <p>また、オペレーション記録の取得とともに、定期的な不正記録のチェックを行う。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、アクセス権限を与えられた者のみが、事務を行うために必要な範囲内で行うべきことを事務取扱要綱で定め、かかるルールの遵守については、アクセス権限を付与する際に内容を確認させ、そのとおりに提供・移転を行うようにさせる。検索や一括提供に当たっては、申請書を提出させ、検索・提供後に検索回数等の確認、操作履歴を採取・保管を行い、不正な操作がないことを確認する。</p>	
その他の措置の内容	附票本人確認情報へのアクセス時刻、提供した附票本人確認情報の内容を記録し、管理する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> <p>また、秋田県その他システムや他の執行機関のシステムによる利用のための媒体出力に当たっては、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一括提供方式で利用する媒体（フラッシュメモリ）については、セキュリティロック付きのものを使用し、データの暗号化対策を行う。 媒体の接続に関して、その取扱い方法を要綱等で具体的に定める。 接続する媒体を貸与制にするなど、決められた媒体以外接続しない仕組みとする。 媒体の接続の取扱いについて研修会を開催する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 <p>【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 <p>【共通の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事保存附票本人確認情報の開示請求があった場合は、請求者に対して、運転免許証等により本人確認を行う。また、請求書と当該情報の突合に関して複数の職員により実施する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	市町村の住民基本台帳で附票本人確認情報の変更があった場合には、住基ネットを通して附票本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。 また、市町村CSとの整合処理を定期的実施し、保存する附票本人確認情報が最新であるかどうかを確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて一時的な保存の終了後、特定個人情報をシステムにて自動判別し消去する(消去されたデータは、復元できない)。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。 また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・帳票については、管理要綱等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 廃棄時には、管理要綱等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	⑦. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	秋田県企画振興都市町村課長 嘉藤正和	秋田県企画振興都市町村課長 奈良聡	事後	軽微な変更(担当部署の所属長の変更)のため
平成28年10月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	軽微な変更(保有開始日の確定)のため
平成31年3月27日	⑦. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	秋田県企画振興都市町村課長 奈良聡	課長	事後	軽微な変更(様式変更)のため
令和2年2月28日	I 5法令上の根拠	—	第30条の22(市町村間の連絡調整等)	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年2月28日	(別添1)事務の内容(備考)	3 本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受	3 本人確認情報の開示に関する事務 3-①住民より本人確認情報の開示請求を受	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年2月28日	Ⅱ 5 提供先2 ③提供する情報	※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	事後	法施行に伴う記載変更のため
令和2年2月28日	Ⅱ 5 移転先1 ③移転する情報	※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に	事後	法施行に伴う記載変更のため
令和2年2月28日	Ⅱ (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	1~24略	1~24略	事後	軽微な変更のため (住基法施行令等の一部を改
令和2年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	[○]行政機関・独立行政法人等(市町村)	[○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)	事後	軽微な変更(記載内容の整理)のため
令和2年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	10人以上50人未満	10人未満	事後	軽微な変更(記載内容の整理)のため
令和2年9月11日					
令和2年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	再委託したい旨の申請書を提出させ、これに承認を行う。	原則として再委託を行わないようにしているが、委託先より事前に書面による再委託申請を受け	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	特定個人情報ファイルの一部	特定個人情報ファイルの全体	事後	軽微な変更(記載内容の整理)のため
令和2年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・	住基法別表第6に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる事務	住基法別表第6及び住民基本台帳施行条例別表に掲げる他の執行機関への情報提供が認め	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・	セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバー集約センターにおいて、施錠管	セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバー集約センターにおいて、施錠管	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(ログ)を記録する。	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(ログ)を記録する。	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	—	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。	事後	記載内容の明確化
令和2年9月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する	委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	・秘密の保持。 ・目的外利用・複製・他者への提供の禁止。	・秘密の保持。 ・目的外利用・複製・他者への提供の禁止。	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	全国サーバーと都道府県サーバーの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相	全国サーバーと都道府県サーバーの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和2年9月11日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	自己点検の結果を踏まえ、住基ネット担当課は全住基ネット関係課に対して内部監査を行って	自己点検の結果を踏まえ、住基ネット担当課は全住基ネット関係課に対して、毎年度、以下の	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月11日	IVその他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 従	・本人確認情報へのアクセス権限を付与された職員(非常勤職員を含む。)に対して、権限付与	・本人確認情報へのアクセス権限を付与された職員(非常勤職員を含む。)に対して、権限付与	事後	軽微な変更(内容の明確化)のため
令和5年12月14日	評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	秋田県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する	秋田県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱い	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	特記事項	・住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市町村から	・住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法に基づき市	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	秋田県は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づいて住民	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②	③秋田県知事から本人確認情報に係る秋田県	③秋田県知事から附票本人確認情報に係る秋田県	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務	の他の執行機関(教育委員会等)への提供又は	田県他の執行機関(教育委員会等)への提供	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務	—	附票連携システム	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務	—	※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務	—	1. 附票本人確認情報の更新	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	—	5. 附票本人確認情報検索	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	附票都道府県サーバの代表端末又は業務端	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①	—	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①	転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また行政処分等に際しての	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②	住民票の写し等にかえて本人確認情報を確認することにより、行政処分等の申請等に当たり	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	I 基本情報 5. 個人番号の利用	住基法	住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求めら	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	・第7条(住民票の記載事項)	住基法	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	1. 本人確認情報の更新に関する事務	・第7条(住民票の記載事項)	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	1-③ 機構に対し、住基ネットを介して、本人	1-③ 機構に対し、住民基本台帳ネットワーク	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	4. 機構への情報照会に係る事務	(注1)秋田県他の執行機関又は他部署にお	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	4-① 機構に対し、住民票コード、個人番号又	いてファイル化された本人確認情報照会対象者	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	—	(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	—	する事務	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	—	1. 附票本人確認情報の更新に関する事務	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	—	1-① 市町村において受け付けた住民の異動	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	—	※秋田県他の執行機関又は他部署に対し、	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	(別添1)事務の内容(備考)	—	4. 機構への情報照会に係る事務	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象とな	秋田県に居住する住民(本県市町村において住	区域内の住民(区域内のいずれかの市町村に	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象とな	基法第5条(住民基本台帳の備え付け)の規定	おいて、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象とな	秋田県における住民基本台帳に関する事務(本	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行う	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録され	人確認情報の管理及び提供等に関する事務)	ため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録され	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手	秋田県における住民基本台帳に関する事務(本	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手	住民基本台帳の記載事項において、本人確認	住民基本台帳の記載事項において、本人確認	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手	情報に係る記載等が発生する都度入手する。	情報に係る変更又は新規作成が発生した都度	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手	住基ネットでは、都道府県サーバと全国サーバ	住民に関する情報に変更があった又は新規作	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手	が同一かつ最新の本人確認情報を保有しなけ	成された際は、市町村がそれをまず探知した上	事前	軽微な変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	秋田県における住民基本台帳に関する事務(本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)	任基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(都道府県知事	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約されている。その運用及び監視を、	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	集約サーバの運用としては、本人確認情報を保有することになる機構に委託するのが、セキュリティ	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	原則として再委託を行わないようにしているが、委託先より事前に書面による再委託申請を受け	書面による承諾	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務の一部。なお、再委託する業務もまた、直接本	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・	セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバ集約センターにおいて、施錠管理	セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバ集約センターにおいて、施錠管理	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ①ファイル	—	システム用ファイル	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ②対象とな	—	10万人以上100万人未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象とな	—	区域内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象とな	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録され	—	10項目以上50項目未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録され	—	個人番号・4情報・その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。))	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録され	—	・4情報、その他戸籍附票関係情報(戸籍の表示に係る情報は含まない。)	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録され	—	別紙2を参照。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当	—	秋田県企画振興部市町村課	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	・地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	・その他(都道府県サーバ(※入手には該当しな	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	専用線	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	知事が市町村から附票本人確認情報を入手することが住基法第30条の41(市町村長から都	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)において区域内の戸	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	秋田県企画振興部市町村課	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	10人未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	・秋田県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(秋田県の	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	なし	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	なし	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・	—	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	委託する 2件	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたことに伴い、都道府県	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	特定個人情報ファイルの全体	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	10万人以上100万人未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)が保存される附票都	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	10人未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	専用線	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)の規定に基づく請求を行うことで確認でき	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	地方公共団体情報システム機構	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	再委託する	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	書面による許諾	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	代表端末の運用保守に関する業務	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	集約センターに設置された附票都道府県サーバから業務に係るアプリケーション等の配信を受	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	特定個人情報ファイルの全体	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	10万人以上100万人未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	住基ネットの運用を安全かつ適切に行う必要がある。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	10人未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	その他(保守作業に際し、附票本人確認情報に触れる場合は、必要に応じ、職員が立ち会う。)	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	秋田県情報公開条例の規定に基づく請求を行うことで確認できる。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	日本電気株式会社秋田支店	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	再委託する	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	原則として再委託を行わないようにしているが、委託先より事前に書面による再委託申請を受け、代表端末の保守に関する業務の一部。なお、再委託する業務もまた、直接附票本人確認情報	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル	—	提供を行っている 1件 移転を行っている 1件	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	秋田県以外の執行機関(教育委員会等)	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	住基法別表第6に掲げる他の執行機関への情報提供が認められる事務	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県)の他の執行	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	10万人以上100万人未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	その他(住基ネット)	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	秋田県以外の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	秋田県の他部署	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	住基法別表第五に掲げる、都道府県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(番号法に基づく自都道府県)の他部署か	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	10万人以上100万人未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	フラッシュメモリ・その他(住基ネット)	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供	—	秋田県の他部署からの検索要求があった都度、随時。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管	—	セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバ集約センターにおいて、施錠	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管	—	1年未満	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管	—	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、自都道府県)の他の執行機関又は	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	(別添2)	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1 住民票コード	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 略	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにお ける特定個人情報の入手手段は、市町村CSか	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにお ける特定個人情報の入手手段は、市町村CSか	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	住基ネットにおいては、既存住基における本人 確認情報の記載及び記載修正の内容が市町村	法令により市町村から通知を受けることとされ ている情報のみを入手できることを、システム上で	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	アクセス制限により利用者を限定している。事務 で使用するその他のシステムとの物理的、論理	アクセス制限により利用者を限定している。事務 で使用するその他のシステムとの物理的、論理	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わら ない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わら ない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わら ない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲	・委託する業務は、直接本人確認情報に関わら ない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	・バックアップ媒体については、記録簿により管 理し、保管庫に保管している。週次で管理簿と	・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は 特定個人情報にアクセスできないが、バックアッ	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	都道府県サーバの運用監視の委託において は、再委託先の選定について、都道府県サーバ	再委託先については、毎年度の契約において、 再委託先業者の業務内容や委託先との業務分	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	全国サーバと都道府県サーバの間の通信では 相互認証を実施しているため、認証できない相	連携手段としての通信の記録が逐一保存され、 また、連携するデータが暗号化される仕組みが	事前	軽微な変更のため
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファ イル	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル における特定個人情報の入手手段は、市町村	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	法令により市町村から通知を受けることとされ ている情報のみを入手できることを、システム上で	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限 定する。	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	住民の異動の届出等を受け付ける市町村の窓 口において、身分証明書(個人番号カード等)の	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	市町村長において付番され、市町村既存住基シ ステムに記載された個人番号を、市町村CSを	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論 理チェックを行う(例えば、現存する住民に対し	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	システムでは対応できない事象が発生した際 に、附票本人確認情報の正確性を維持するた	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション を(※)用いることにより、入手の際の特定個人	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	アクセス制限により利用者を限定している。宛名 システムとの物理的、論理的な関連づけはな	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	アクセス制限により利用者を限定している。事務 で使用するその他のシステムとの物理的、論理	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いフ ロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住 民基本台帳法の一部改正に

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	行っている	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	生体認証による操作者認証を行う。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	行っている	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	・アクセス権限の発効管理及び退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	行っている	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	記録を残している	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	・附票本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(ログ)を記録する。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	・システムの操作履歴(ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリング、定期的な監査により、	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	委託先の事務処理の体制、事務処理の能力及び社会的信用を確認する。委託業務を担当する	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	制限している	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	・委託する業務は、直接附票本人確認情報に関与しない(直接附票本人確認情報にアクセスで	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	記録を残している	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	・委託する業務は、直接附票本人確認情報に関与しない(直接附票本人確認情報にアクセスで	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	・上記のとおり、委託先(再委託先を含む。)は特定個人情報にアクセスできないが、バックアッ	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	定めている	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	秋田県による再委託の承認を得た場合を除き、委託先から他者への附票本人確認情報の提供	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	委託契約書において、附票本人確認情報の管理方法等(漏えい防止、複写禁止等)を明記して	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	定めている	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	1 附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務 2 について	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	定めている	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	・秘密の保持。 ・目的外利用・複製・他者への提供の禁止。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	十分に行っている	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	・委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	記録を残している	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	定めている	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	附票本人確認情報へのアクセス時刻、提供した附票本人確認情報の内容を記録し、管理する。	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	附票全国サーバと附票都道府県サーバ間の通信では相互認証を実施しているため、認証で	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	十分である	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	政府機関ではない	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に
令和5年12月14日	Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	十分に整備している	事前	デジタル手続法の施行及び住民基本台帳法の一部改正に